

公立大学法人横浜市立大学利益相反ポリシー

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 元年 5 月 1 日

1 目的

公立大学法人横浜市立大学（以下本学）は、YCUミッションで示すように国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指している。かかる本学のミッションを果たすべく、教職員は誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

一方、本学は、自らの研究成果を社会との連携により活用することによって積極的に社会に貢献すること、特に、産学連携による本学の研究成果の社会への還元を実現することが期待されている。しかし産学連携を進める過程においては、連携の結果、教職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、本学がその使命に基づき教職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合が生じうる。これが利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。

かかる利益相反行為を放置し、本学の使命をないがしろにすることは、許されることではない。そこで本学としては、産学連携の推進に当たり、利益相反の問題について本学及びその教職員が取組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとしてここに明らかにするものである。

2 利益相反ポリシーの基本的な考え方

本学は、産学連携による本学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。

また教職員のそのような活動を奨励する。

しかしその過程で利益相反による本学の使命・利益に反する行為の発生は防止しなければならない。そこで本学は、産学連携を公正かつ効率的に推進するために、教職員の利益相反行為をチェックし、利益相反行為により生じたあるいは生じる可能性のある問題を解決するためのルールを設けることとした。それが以下に述べる利益相反ポリシーである。

3 利益相反ポリシーのルール

本学の教職員は、産学連携に携わるに当たって、産学連携に伴う個人的な利益や連携先の利益等を優先する結果、本学の本来の使命である教育・研究を、おろそかにするようなことがあってはならない。またそのような利益相反行為がなされているとの疑いを招かないように努めなければならない。

以上のような義務は、本学の教職員に課されるべき義務であり、守るべきルールであると考えられる。そのため、以下の通り利益相反を防止し適切に対処するための体制を、構築することとする。

4 利益相反を防止し、対処するための体制

(1) 利益相反マネジメント委員会の設置

- ・ 本学の機関として、利益相反マネジメント委員会（以下、委員会という。）を設置する。
- ・ 委員会の委員は、理事長の承認を得て学長が任命する。その際、必要に応じ、弁護士、学外の識者等を委員に任命することが出来る。
- ・ 委員会は、法令及び社会的な要請に従い利益相反ポリシーなど基本指針の制定・改廃、施策を策定するとともに、教職員の利益相反に係る調査及び審査を行い、利益相反の適切なマネジメントのために必要な措置を本学の各機関及び教職員に求める。

(2) 産学連携に携わる教職員による情報の開示

産学連携に携わる教職員は、産学連携における利益相反問題の発生をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、委員会に提出する。